

「歯周疾患検診マニュアルの改定に関する検討会」

開催要綱

1. 目 的

歯の健康のための取組としては、平成 7 年度より開始された老人保健事業に基づく総合健康診査において「歯周疾患検診」を導入し、国民の健康増進を図ってきたところであり、その実施方法を解説することを目的として、平成 7 年 6 月に「歯周疾患検診マニュアル」(以下「マニュアル」という)をとりまとめた。さらに、歯周疾患検診が平成 12 年度に、老人保健法に基づく老人保健事業として実施されることとなったことに伴い、マニュアルの改定を行い、検診が適切に行われるよう技術的支援をおこなってきたところである。なお、平成 20 年度からは健康増進法に基づく健康増進事業の一環として実施されているところである。

しかしながら、マニュアルの改定から 10 年以上が経過し、歯周疾患検診に関する科学的知見が蓄積したこと、また、平成 25 年に策定された健康日本 21(第二次)において、歯・口腔の健康に関する事項も目標として掲げられる等、近年、歯周疾患検診をとりまく現状は変化しつつあることから、マニュアルを見直し、最近の知見に沿った内容に改定することが必要となっている。

こうした状況を踏まえ、最新の科学的知見等を踏まえ、マニュアルを改定することを目的として、厚生労働省健康局長の下、(別添の)有識者の参集を求め、所要の検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 歯周疾患検診マニュアルの改定について
- (2) その他

3. 構 成

別紙参照

4. その他

- (1) 検討会には、構成員の互選により座長を置き、検討会を統括する。
- (2) 健康局長は、必要に応じ、構成員以外の有識者等に出席を求めることができる。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (4) 検討会の庶務は、健康局がん対策・健康増進課において行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

(別添)

歯周疾患検診マニュアルの改定に関する検討会委員名簿

和泉 雄一 東京医科歯科大学歯周病学 教授

北原 稔 厚木保健福祉事務所 保健福祉部長

佐藤 徹 公益社団法人日本歯科医師会

高澤 みどり 千葉県市原市保健センター 歯科衛生士

沼部 幸博 日本歯科大学歯周病学 教授

埴岡 隆 福岡歯科大学口腔保健学 教授

三浦 宏子 国立保健医療科学院国際協力研究部 部長

湊 百合子 秋田県井川町役場 保健師

森田 学 岡山大学予防歯科学 教授

計9名

(敬称略・五十音順)